

全世帯に1万円給付 申請は4月30日まで!

町ホームページ
「エネルギー価格
高騰対策特別
支援事業」



問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524
給付金担当窓口 ☎ 046(281)8724
☎ 046(281)8760

エネルギー価格高騰対策特別支援事業

電気料金高騰の影響による家計への負担を軽減するため、町内の全世帯へ給付金を支給しています。申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

- 対象 令和6年1月1日時点で町の住民基本台帳に登録されている世帯
- 支給額 1世帯当たり10,000円

「あいかわ町民活動応援事業」を募集します

この事業は町民活動団体が企画・立案し自ら実施する、非営利で公益的な活動に対して、町がその費用を補助するものです。

- 対象団体 次の要件を全て満たす団体
 - 主に町内で公益活動している
 - 構成員が5人以上かつ3人以上の町民を含む
- 対象事業 団体が新たに行う環境美化、子育て・高齢者支援など、主として町民皆さんの利益につながる事業で、令和6年度中に実施されるもの。
 - ※ただし、営利、宗教、政治的活動を目的とする事業や、町から他の制度による補助金等を受けている事業(予定を含む)は対象となりません。

問 住民協働課 協働推進班 ☎(内線)3243
✉ kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp

●補助金額 補助対象経費の10分の8以内(上限30万円)

●募集期間 4月1日(月)～5月7日(火)

●応募方法 申込書と必要書類を住民協働課へ



町ホームページ
「あいかわ町民活動応援事業」

国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

国民年金には、納付が困難な学生を対象に、申請することで、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

- 対象 前年所得が128万円以下の、国民年金第1号被保険者の学生
※扶養親族や社会保険料控除などがある方は、基準となる所得額が異なります。
- 必要書類 年金手帳または基礎年金番号通知書、在学証明書または学生証(コピー可)
- 令和6年度分の申請期間 4月1日(月)から申請できます。
※年度途中で20歳になる方は、その前日から申請ができます。

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3378

●申請場所 町国保年金課

※学校が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、学校の窓口でも申請できます。



町ホームページ
「納付が困難な時は」

マイナンバーカード

問 住民課 住民窓口班
☎(内線)3312

休日交付窓口 4月6日(土)、14日(日)、28日(日)
午前8時30分～正午

- 場所 役場1階住民課
- 持ち物 ●交付通知書(受け取り案内のはがき) ●通知カード(お持ちの方のみ)
●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ●本人確認書類
●更新前のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)
※混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

申請支援窓口 4月28日(日) 午前8時30分～正午

- 場所 役場1階住民課 ※申請日当日にマイナンバーカードの受け取りはできません。
- 持ち物 送付された二次元コード付き交付申請書に必要事項を記入してお持ちください。申請書をお持ちでない方は、下記の本人確認書類をお持ちください。

本人確認書類は以下のものをご用意ください

いずれか1点でよいもの

- 運転免許証 ●パスポート
- 在留カードなど官公庁が発行した顔写真付き身分証明書
- 住民基本台帳カード(顔写真付き) など

2点必要なもの

- 健康保険証 ●年金手帳
- 写真付きの学生証 ●介護保険証
- 住民基本台帳カード(顔写真無し) など

有害鳥獣の被害調査にご協力を!

問 町有害鳥獣対策協議会事務局
(農政課内) ☎(内線)3533
FAX 046(286)5021
✉ nousei@town.aikawa.kanagawa.jp

町有害鳥獣対策協議会では、有害鳥獣による農作物などへの被害実態を把握し、効果的な対策を行うための調査を実施しています。
被害の大小に関わらず、ご連絡ください。

●提出方法

調査用紙に記入し、回収箱に入れてください。電話、ファクス、電子メールでも受け付けます。調査用紙の配布場所など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
「有害鳥獣による被害情報をお寄せください」

固定資産税・都市計画税の基礎

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3278

固定資産「評価替え(評価の見直し)」の年度です

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が、その評価額を基に算定された税額を、固定資産の所在する市町村に納めるものです。

都市計画税は、下水道などの都市計画事業の費用に充てるため、市街化区域内に土地と家屋を所有する方が、固定資産税と併せて納めるものです。

土地と家屋は、適正な評価額となるよう3年ごとに「評価替え(評価の見直し)」を行っており、本年度はこの評価替えの年度です。

固定資産税と都市計画税は町税収入全体の約半数を占めており、行政サービスを行うために重要な財源となっています。

税額算定のしくみ

- ① 固定資産の評価を行い、「評価額」を決定
- ② 法律で定める計算式を評価額に適用して、税額の基礎となる「課税標準額」を算出
- ③ 課税標準額に税率(固定資産税1.4%、都市計画税0.2%)を乗じて、「納めていただく税額」を算出

免税点

同一の人が町内に所有する固定資産の課税標準額(複数所有する場合は項目ごとの合計額)が、次の額に満たない場合には、両税とも課税されません。

【土地】30万円 【家屋】20万円 【償却資産】150万円

●土地の評価

土地の評価額とは、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて算定した「適正な時価」のことをいい、不動産鑑定士による鑑定評価などを活用して算定しています。

宅地などの土地の評価は、令和5年1月1日時点の不動産鑑定価額の7割をめどとして見直しを行いましたが、同日以降に地価の下落が見られた地点では、7月1日までの地価動向などを反映して評価額の見直しをしています。

また、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された土地のうち、宅地などについては、評価額に減額する補正を見直しました。

※ 評価額は原則として次の評価替えまで据え置かれますが、地目の変更、分合筆などがあった場合には、評価額の見直しを行います。

課税標準額の特例措置

土地には、課税の公平化を図るための負担調整措置や、住宅用地の特例措置が適用されます。負担調整措置とは、評価額に対する課税標準額の割合(負担水準)が高い土地の課税標準額を引き下げ、または据え置き、一方で負担水準が低い土地は課税標準額をなだらかに引き上げていくことによって、税負担を一定の水準に近づけるものです。

住宅用地の特例措置とは、住宅政策上の観点から、住宅用地の課税標準額を軽減するものです。

●家屋の評価

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づいて、再建築価格を基に評価します。再建築価格とは、評価替えの時点で同一の家屋を新築する場合に必要なとされる建築費のことをいいます。

既存家屋の評価額は、再建築価格に建築物価の変動割合や、建築時からの経過年数による資産価値の減少分を考慮して見直します。その評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれ、引き上げることはありません。

●償却資産の評価

償却資産とは、会社や個人事業者が事業のために用いる機械や器具などの資産のことで、申告書に基づいて評価します。

毎年、法定耐用年数に基づく減価率(定率法)により課税標準額を算定します。

固定資産縦覧帳簿 縦覧のお知らせ

「縦覧」とは、固定資産税の税額算定の基礎となる評価額などの内容を、あらかじめ納税者の皆さんが確認できる制度です。縦覧期間中は自らが所有する部分の評価額などが無料でご覧になれるほか、名寄せ帳の写しを無料でお渡ししています。

●日時 4月1日(月)～5月31日(金)の平日、
午前8時30分～午後5時15分

●場所 役場1階税務課 資産税班

●対象 令和6年1月1日現在、町内に土地・家屋を所有する納税者
や納税管理人など

※ 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)をお持ちください。
また、代理人は委任状、相続人は戸籍謄本などをお持ちください。



固定資産評価審査委員会 委員に八木 章さんが再任

町議会3月定例会で、固定資産評価審査委員会委員に八木 章さん(半原)の再任が同意され、4月1日付で就任しました。
任期は、令和9年3月31日までの3年間です。



八木委員

「愛川町企業誘致等に関する条例」を一部改正しました

問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

産業振興と雇用機会の拡大を図るため、戦略産業、宿泊業以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所の立地などにかかる固定資産税および都市計画税について1年目～2年目の課税を免除、3年目～5年目の3年間については、5分の1に軽減します。

税目	支援内容	対象業種
固定資産税 都市計画税	5年間 課税免除	戦略産業 (ロボット関連、医療関連の製造業)
	1～2年目 課税免除 NEW	上記以外の製造業、 情報通信業、自然科学研究所
	3～5年目 5分の1に軽減	
	5年間 2分の1に軽減	宿泊業(ホテル・旅館業に限る)

都市計画に関する公聴会の開催につき 計画素案の閲覧・公述申し出を受け付けます

相模川流域下水道の変更(愛川都市計画)に、住民などの意見を反映するため、都市計画に関する素案の閲覧および公聴会を開催します。
この公聴会で意見を述べることを希望される場合は「公述申出書」を事前に提出していただく必要があります。

問 都市施設課 都市計画班
☎(内線)3444

計画素案の閲覧・公述申し出

- 閲覧・申込期間 4月5日(金)～26日(金)
午前8時30分～午後5時15分
- 場所 役場3階都市施設課
- 申込方法 住所、氏名、電話番号を明記した所定の用紙にて公述の申し出を受け付けます。
詳しくは町ホームページをご確認ください。
※素案の閲覧は、どなたでも可(申し込み不要)

公聴会

- 日時・場所 5月21日(火) シンコースポーツ寒川アリーナ
(寒川総合体育館)多目的室
5月29日(水) 四之宮ふれあいセンター
時間はいずれも午後6時30分～8時30分
- 公述人の資格・人数
町民および利害関係人10人程度
※人数多数の場合は、抽選や公述時間の短縮を行います。

町ホームページ
「都市計画素案の閲覧・公聴会」



小学校の教育用ディスプレイを 更新しました

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3612

学習環境の改善のため、小学校に設置している教育用ディスプレイ57台を65インチの大型ディスプレイに更新しました。



新しい大型ディスプレイで授業を受ける
菅原小学校の児童

義援金などをご寄付いただきました

問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352

令和6年能登半島地震で被災された方々の支援のため、相愛信用組合(中島 満理事長)から義援金50万円をご寄付いただきました。

いただいた義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を通じて、被災された皆さんへお届けします。



左から小野澤町長と中島理事長、馬場非常勤理事

問 財政課 財政班 ☎(内線)3293

公益社団法人厚木法人会(黄金井康巳会長)から10万円の寄付をいただきました。

同法人の「社会福祉等に役立てていただきたい」というご意向を受け、町では「ハートピア基金」に全額を積み立て、今後の社会福祉関連施策に活用します。



小野澤町長と黄金井会長、同会の皆さん